

改正

現行

（特定装置の種類）

第二条 法第七十五条の二第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一〜五（略）

五の二 法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときの乗員保護装置（以下「オフセット前面衝突時の乗員保護装置」という。）

六〜十一（略）

十一の二 法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち前部潜り込み防止装置（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）

十一の三 法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条 法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。ただし、第十八号から第二十八号まで及び第三十五号の装置については、協定に附属する規則第三十七号第三改訂版に基づく認定を受けた電

（特定装置の種類）

第二条 法第七十五条の二第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一〜五（略）

六〜十一（略）

十二〜四十六（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条 法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。ただし、第十八号から第二十八号まで及び第三十五号の装置については、協定に附属する規則第三十七号第三改訂版に基づく認定を受けた電

球が用いられたものに限る。

	特定装置の種類	規則番号
(略)	(略)	(略)
五	第二条第五号の制動装置	第十三号
五の二	第二条第五号の二のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	第九十四号改訂版
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	第五十八号改訂版
十一	第二条第十一号の突入防止装置及び突入防止装置取付装置	
十一の二	第二条第十一号の二の前部潜り込み防止装置	第九十三号
十一の三	第二条第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置	
(略)	(略)	(略)
三十一の二	第二条第三十六号の大型後部反射器	第七十号改訂版
三十一の三	第二条第三十六号の二の再帰反射材	第四百号
(略)	(略)	(略)

球が用いられたものに限る。

	特定装置の種類	規則番号
(略)	(略)	(略)
五	第二条第五号の制動装置	第十三号
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	第五十八号改訂版
十一	第二条第十一号の突入防止装置及び突入防止装置取付装置	
(略)	(略)	(略)
三十一の二	第二条第三十六号の二の再帰反射材	第四百号
(略)	(略)	(略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)  
(略)

特定装置の種類	a
(略)	(略)
(略)	8以上
第二条第五号の制動装置	
第二条第五号の二のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	
(略)	
第二条第十一号の突入防止装置及び突入防止装置取付装置	
第二条第十一号の二の前部潜り込み防止装置	
第二条第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置	
(略)	
(略)	(略)
(略)	4以上
第二条第三十五号の後部反射器	

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)  
(略)

特定装置の種類	a
(略)	(略)
(略)	8以上
第二条第五号の制動装置	
(略)	
(略)	
第二条第十一号の突入防止装置及び突入防止装置取付装置	
(略)	
(略)	
(略)	(略)
(略)	4以上
第二条第三十五号の後部反射器	

第二条第三十六号の大型後部反射器

5以上

(略)

(略)

(略)

(略)